

# ○木曾広域連合福祉・保健医療懇談会設置要綱

〔平成13年4月1日〕

改正 平成 15 年 5 月 19 日  
平成 17 年 5 月 19 日  
平成 20 年 4 月 1 日

平成 23 年 12 月 1 日  
平成 24 年 3 月 1 日 要綱第 1 号

## (目的)

第 1 条 木曾郡が抱える福祉及び保健医療に関する調査研究を行ない、地域的課題を提起するため、木曾広域連合福祉・保健医療懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 懇談会は、提起された問題について、その実態を住民に周知するとともに、広域的な課題については、解決のための方策を検討し、長期的な指針等の基礎に資するものとする。

## (業務)

第 2 条 懇談会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- (1) 広域計画の具現化のための提言
- (2) 木曾郡の福祉及び保健医療の課題の調査研究
- (3) 長野県及び木曾郡内町村の諸計画との整合及び連携
- (4) その他必要な事項

## (委員)

第 3 条 委員は町村、町村議会、長野県の機関及び木曾郡内関係団体等の内から、木曾広域連合長（以下「連合長」という。）が委嘱する。

2 委員は、各部会の委員を兼ねることができる。

3 委員の任期は 2 年とし、団体の職により委員となる者は前任者の残任期間とする。

## (会長等)

第 4 条 懇談会に、委員の互選により、会長 1 名、副会長 1 名を置く。

2 会長は会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (部会)

第 5 条 懇談会には、より専門的な検討を行なうため、必要に応じ下記の部会を置くことができる。

- (1) 福祉部会
- (2) 保健医療部会

2 協議事項が、各部会に共通するとき、又は部会間において全体での協議

が必要なときは、懇談会において協議を行なう。

(部会長等)

第 6 条 各部会に、部会委員の互選により、部会長 1 名、副部会長 1 名を置く。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 7 条 懇談会の会議は、懇談会及び部会とする。

2 懇談会は、会長が招集し、会議の議長となる。

3 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

(会議への参加)

第 8 条 会長又は部会長は、必要があるとき、委員の承認を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(費用弁償)

第 9 条 会議に出席した者は、費用弁償として報酬及び旅費を支給する。

(事務局)

第 10 条 事務局は、木曾広域連合健康福祉課内に置く。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 5 月 19 日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 5 月 19 日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 4 月 1 日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 12 月 1 日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 1 日要綱第 1 号)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。